

## 【市・県民税税率表】

### I. 総合課税

	市民税	県民税
均等割額	3,500円	1,500円
税率《所得割》	6%（一律）	4%（一律）

### II. 分離課税

		市民税	県民税
短期譲渡一般		5.4%	3.6%
短期譲渡軽減		3.0%	2.0%
長期譲渡一般		3.0%	2.0%
長期譲渡特定		《2000万円以下の部分》 2.4% 《2000万円超の部分》 3.0%	《2000万円以下の部分》 1.6% 《2000万円超の部分》 2.0%
長期譲渡軽減		《6000万円以下の部分》 2.4% 《6000万円超の部分》 3.0%	《6000万円以下の部分》 1.6% 《6000万円超の部分》 2.0%
株式等譲渡所得	上場株式等	3%（特別徴収有）※	2%（特別徴収有）※
	上場株式等以外	3%	2%
先物取引による所得		3%	2%

※源泉徴収口座を選択している場合は市・県民税においても特別徴収（源泉徴収）される。

※上場株式等と上場株式等以外の間での損益通算ができない。

※特定公社債の譲渡所得については、上場株式等として申告、一般公社債の譲渡所得については、上場株式等以外として申告する。

※上場株式等譲渡所得、先物取引による所得の繰越損失の適用は、毎年当初納税通知書の送達までに申告した場合に限る。

（最初の繰越申告についても当初納税通知書の送達までに申告した場合のみ）

### III-1. 配当所得（上場株式等）

	徴収方法	税率
配当所得（上場株式等）	特別徴収	市3% 県2%
特定公社債の利子	特別徴収	市3% 県2%
配当所得（非上場株式）	総合課税（特別徴収なし）	
一般公社債の利子	源泉分離課税（申告不可）	

### III-2. 配当控除（税額控除）

		課税総所得金額等の合計額が1000万円超の場合 （※合計額が1000万円を超えない場合は左を見る）			
対象となる配当所得		1000万円以下の部分		1000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託等	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### IV. 外国税額控除における控除限度額

	市民税	県民税
外国税控除限度額	国税の控除額限度額の100分の18	国税の控除額限度額の100分の12